

1. 貴省のご説明によれば、憲法第89条の趣旨については、自主性確保説、公費濫用防止説のどちらかに重点を置くものが通説であるとのこと。どのような学説、学術論文を前提に通説と定義しているか及びその根拠をお示しいただきたい。

(回答)

「通説」とは、「一般に認められている説」をいうものと理解している。一般に入手可能な解説書においては、自主性確保、公費濫用防止のどちらかに重点を置くものを憲法第89条の趣旨として採用していることから、これらをもって通説と理解したところである(別紙参照)。

日本国憲法第89条後段の趣旨は、

「大別して、私的な事業への不当な公権力の支配が及ぶことを防止するための規定と解する立場と、公財産の濫費を防止し、慈善事業等の営利的傾向ないし公権力に対する依存性を排除するための規定と解する立場とがある。」

【芦部信喜『憲法 新版(補訂版)』(岩波書店)】

### 【の見解】(自主性確保)

【宮沢俊義『全訂 日本国憲法』(日本評論社)】

- ・ 本条後段は、主として、私的な慈善又は教育の事業の自主性に対し、公権力による干渉の危険を除こうとするにある。
- ・ 公金の使い道や、公の財産の利用方法を厳重にコントロールすることが、国または地方公共団体が国民に対して負う責任であること、しかも他方において、国または地方公共団体がそういう支配権をもつことは、慈善または教育の事業の私的自主性を失わせるものであることにかんがみ、本条は、公の支配に属しない慈善、または教育の事業に対し、公金その他の公の財産の支出または利用を禁ずることにしたものである。

【法学協会『注解 日本国憲法 下巻』(有斐閣)】

- ・ 教育にしても、慈善博愛にしても、公共的、社会奉仕の事業である点からは、国家としてもこれを奨励して然るべきようにも考えられるが、私人が行うについては、その者の宗教的信念や社会観に基づく主義、思想に動機し、その発現と見るべき場合が多いので、これに国家が財政的援助を与え得ることとすれば、これを営利的に待遇し、その結果信教や良心の自由をコントロールする虞れのあることが主たる理由と認められる。更に又教育や慈善等の事業はその経営者や管理者個人の道徳的功績や社会的名誉をもたらすものであるから、性質上私財を投じて独力ですべきもので、何人も国家的援助によって、教育家や慈善家の榮譽を荷うべきではないとの考え方も付け加えられているといえよう。

【林修三『憲法の話』(第一法規)】

- ・ この規定の本来の趣旨は、私学などは、国や公共団体の援助をあてにせず、自主独立の建前で行くべきものであり、別の面からいえば、国、公共団体は、財政援助というえさを通じて、私学の経営などに支配を及ぼすべきではない、つまりノー・サポート・ノー・コントロールという精神で行くべきものであるということと  
ころにあるものであろうと思う。

【樋口陽一・佐藤幸治他編『注解日本国憲法(下)』(青林書院)】

- ・ 本条後段の規定の趣旨は、私人の行う慈善・教育・博愛事業に対する公権力の干渉を排除するところにあるとみるべきであらう。もとより、私的な事業に対してみだりに公の財産を消費することは、健全な財政運営の見地から許されるべきではないが、そのことは、慈善・教育等の事業のみにかかわる問題ではなく、あらゆる事業についていえることであり、また当然のことでもある。
- ・ 本条が、慈善・教育・博愛事業をとくに掲げ、しかも、それを宗教団体に対する公金支出等の禁止と並列的に定めているのは、私人の思想・信条・信仰に深いかわりをもつ活動に対して、俗な言葉でいえば「金も出すが口も出す」という形で公権力がコントロールを及ぼす危険を排除するためであるとみるべきであらう。

【佐藤功『憲法（下）』（有斐閣）】

- ・ この規定を設けた趣旨は、一つには、これらの事業が公の支配に属することなく私的な事業の形で行われるものである限り、これに公的な財政援助を与えることは、その独立性・独自性を侵害するおそれがあること、第二には、公金の支出などは結局は国民の負担においてなされるものであるから、慈善・教育・博愛の事業に対する援助という名の下に、公費が支出されるのを規制する必要があることにかんがみたものと解される。

### 〔 の見解 〕（公費濫用防止）

【橋本公巨『日本国憲法』（有斐閣）】

- ・ 公の財産が、慈善、教育、博愛の私的事業に支出され利用に供された場合、完全に私的事業の自由にゆだねられるものとすると、公共の利益に反する運営が行われる可能性がある。そこで、国は、財政的援助をなす限度において、その援助が不当に利用されることのないように監督することを要する。これをいいかえると、かかる監督に服しない私的事業に、公の財産を支出し、利用させてはならない。これは、あわせて国費の濫費を防ぐという意味もあろう。

【佐藤功『憲法（下）』（有斐閣）】（再掲）

- ・ この規定を設けた趣旨は、一つには、これらの事業が公の支配に属することなく私的な事業の形で行われるものである限り、これに公的な財政援助を与えることは、その独立性・独自性を侵害するおそれがあること、第二には、公金の支出などは結局は国民の負担においてなされるものであるから、慈善・教育・博愛の事業に対する援助という名の下に、公費が支出されるのを規制する必要があることにかんがみたものと解される。

（参考）

【制憲議会における政府答弁『日本国憲法審議要録』】

- ・ 後段の部分につきましては、（前段と）少々意味を異にするものでありまして、この財政に関する憲法の規定は、国費が濫費せらるる危険がないようにということに非常に重点を置いているのであります。ところが慈善、教育、博愛というものは、その言葉が非常に美しく、名前が華やかであるために、かような口実の下に、国費が濫費せられるところが多いのであります、その多い道行は、国が自らやるのではなくて、何か特殊の団体等が出来まして、それが此の美名によって、本来国民が負担した租税の趣旨に実質上違反するように使う、是は非常に論理的にいけないと思います。そこで左様な方面には厳重な監督を加えようと云うのであります、加えようとするためには、公の支配が必要である、そこで公の支配ということはどういうことかということになってきますが是は一般監督とは違って特殊監督を加えるということでありますから、それから先は個々の場合の運用の問題が起こってきますけれども、国が十分その博愛、教育、慈善等の事業に対して発言権と監督権とを持っている場合においては国費を出しても宜しい、しからざれば出してはいけない、こういう趣旨であります。

2. 憲法第89条の制定趣旨について、1949年の法務庁の見解では、特定の宗教等に左右されやすい傾向があるゆえに、慈善、教育、博愛について公費支出の制約を設けた、とされており、少なくとも、政教分離原則の徹底という趣旨が含まれないとする解釈は誤りであると当会議は認識しております。この後、この法務庁の見解を変更する国会答弁等が行われた事実があるのか、お示しいただきたい。

(回答)

ご指摘の昭和24年の法務調査意見長官の回答は、憲法第89条後段の趣旨について、「公金がこれらの事業を援助するという美名の下に濫費されること、公の機関がこれらの事業に不当な干渉を行う動機を与えること、あるいは政教分離の原則にもとること、さてはこれらの事業が時々の政治勢力によって左右され事業の本質に反するようになること等」の弊害を防止することであるとされており、政教分離の原則をことさらに立法趣旨として採用しているものではないと認識している。

**【(参考)法務調査意見長官回答『憲法第八十九条の解釈について(昭和24年)』】**

- ・ 同条後段の規定は左に述べる趣旨に出ずるものと解する。一般に慈善教育もしくは博愛の事業は、これを民間人が行う場合、つとめて公の機関からの干渉や掣肘を排して民間人たる事業者自身の創意と責任とにおいて従ってその者自身の費用をもって行われるべきものである。またこれらの事業はややもすれば特定の宗教や社会思想等に左右され易い傾向があることはその性質上充分認めるところである。勿論このような傾向自体を好ましくないというものではないが、このような傾向のある事業に対して公の機関が援助、特に財政的援助を与えることは次に述べるような種々の弊害の原因を生むに至ると考えられる。すなわち、公金がこれらの事業を援助するという美名の下に濫費されること、公の機関がこれらの事業に不当な干渉を行う動機を与えること、あるいは政教分離の原則にもとること、さてはこれらの事業が時々の政治勢力によって左右され事業の本質に反するようになること等がそれぞれある。こうした事態は回避せねばならないので憲法はこれらの事業に対する

公金その他の公の財産の支出、利用を禁止しているのである。これに反して、これらの事業のうちには官公立のものも存在しているように公の機関がこれらの事業を行うことは何等差し支えなく、さらに公の機関が自ら事業を行っているような実質を具えているものの場合にあってはこれに対して援助を与えることは格別支障もないところである。この故に憲法は「公の支配」に属しないこれらの事業に限って公金の支出を禁じているのである。

3 . 貴省のご説明によれば、副大臣が検討に値すると国会答弁をした場合でも、それ以前に存在する大臣の見解を引用して、これを否定することは許されるとのことですが、副大臣は文部科学省の公的見解を述べる立場にはないのか、お示しいただきたい。また、公的見解を述べる機会が複数存在する場合、より近接した時期の見解が現時点での公的見解に該当するのではないとする理由についてお示しいただきたい。

( 回答 )

当省は、ご質問にある「副大臣は文部科学省の公的見解を述べる立場になり」、又は「公的見解を述べる機会が複数存在する場合、より近接した時期の見解が現時点での公的見解に該当するのではない」というような認識をしてはいない。なお、5月20日の参議院・内閣委員会での原田文部科学副大臣答弁は、5月14日の文部科学大臣答弁を確認したものと認識している。

4 . 貴省のご説明によれば、内閣法制局見解について、「この私学助成は特定の宗教を信仰するために、または信仰の教義を支援するために行っている助成ではなく、学校教育を行う、私立学校に対する支援を行うわけですから、特定の宗教活動、もしくは宗教教育を支援するための補助ではないということで合憲だという答弁がなされておりまして、」とのことですが、御示しの見解が、何故に「宗教教育や宗教的儀式を行うための人件費やそのための施設に公的助成が投入されても違憲ではない」という命題の根拠になるのか、論理的にお示しいただきたい。

( 回答 )

「この私学助成は特定の宗教を信仰するために、または信仰の教義を支援するために行っている助成ではなく、学校教育を行う、私立学校に対する支援を行うわけですから、特定の宗教活動、もしくは宗教教育を支援するための補助ではないということで合憲だという答弁がなされておりまして、」との発言は、内閣法制局見解においても宗教系の学校に対する私学助成が合憲とされていることを紹介したものである。

#### 【 ( 参考 ) 平成 2 年 4 月 2 6 日 参議院・内閣委員会】

- ・ 政府委員 ( 大森政輔内閣法制局第一部長 ) 御承知のとおり、私立学校法五十九条、国は教育の振興上必要があると認める場合には、学校法人に助成をすることができる、この規定を踏まえまして私立学校振興助成法に基づきまして宗教系の私立学校に対しましても補助が現実になされているわけでございます。

この場合にも、宗教系の私立学校については宗教的な側面というものがあ  
るわけでございますが、宗教系の学校に対する補助は宗教的な側面に着眼し  
てその宗教に対する援助、助長ということで行われているのではございませ  
んで、そこで行われている私立学校の教育条件の維持向上、そして私立学校  
に在学する児童、生徒、学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、そして私  
立学校の経営の健全の確保という一般的な目的からなされているもので、私  
どもはそれは現行憲法の八十九条に違反しないというふうに解しているわけ  
でございます。